

平成 27 年度越谷市食品衛生監視指導計画（案）への意見 （埼玉消団連 2015 年 2 月 24 日提出）

1. P4 （3）関係機関との連携確保 ② 他都道府県及び政令市、中核市等との連携 について

- ・この間、埼玉県・さいたま市・川崎市とそれぞれが食品衛生監視指導計画を作成し、その結果についてもそれぞれで作成をおこなっておられます。今年より越谷市におかれても、中核都市への移行によって計画の作成がおこなわれました。消費者として公表された計画、報告書を拝見する際、検査計画・報告など同じことをおこなっていても、文章表現が一致しておらず理解することが難しい状況になっております。越谷市におかれましては、埼玉県・さいたま市・川崎市の間で連携をとり、より消費者にわかりやすい計画と報告の作成を要望いたします。

2. P5 3 食品の危害防止対策 ④ カンピロバクターを原因とした食中毒への予防対策 について

- ・肉の生食については、消費者が情報を取得する頻度の高いインターネットのホームページやグルメ紹介雑誌には、不正確な情報が氾濫し「新鮮だと大丈夫」などの間違った情報のもと、食肉の生食などがおこなわれています。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用することは保健所などから情報を得るよりはるかに利用頻度が高く、また、店が堂々と PR していれば安心して食べられると判断する人もいると思われれます。豚肉への規制導入を契機に、さらに厳しい監視指導をおこなうとともに、食肉の生食を提供しないように指導をおこなってください。また、その施設で働くすべての人への正しい知識の指導を、引き続きおこなうことを要望いたします。

3. P13 9 市民等に対する情報提供・普及啓発 について

埼玉県においては「食の安全県民会議」、さいたま市においては「さいたま市食の安全委員会」など、市民を交えて食の安全について話し合う場を設けています。越谷市においてもリスクコミュニケーションの場を設置することを要望します。

4. 食品表示について

- ・食品表示は今後、食品衛生法、日本農林規格（JAS 法）、健康増進法の 3 法に分かれていたものが章句品表示法の制定により一元化されます。
飲食店や中食での食材の偽装表示も記憶に新しいところです。今年度の計画を見ると、JAS 法に関する項目が見当たりません。越谷市として計画に組み込むことを要望いたします。また、新たな機能性食品の表示も始まり、厳しい監視がますます重要になってきます。厳しい監視の実施とともに、市民への情報提供が広くいきわたるよう要望いたします。

5. 改正景品表示法の対応について

- ・改正景品表示法により、「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令」が 11 月 17 日に公布されました。この中で県の権限が強化されています。越谷市としては県と、どのような連携体制を構築されるのかお聞きいたします。

以上